

議案第202号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の2から第2条の4までを削る。

第3条第4項を削る。

第6条中「又は指定管理者」及び「（同条第4項の許可の申請にあつては、第5号を除く。）」を削り、同条第2号中「第8条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項第1号若しくは第2号」を「第8条第1号から第3号まで」に改める。

第7条中「（指定管理者が管理を行う港湾厚生施設にあつては、指定管理者）」を削る。

第8条第1項中「第3条第1項から第3項まで」を「第3条各項」に改め、同項第2号中「又は第13条の2第1項の利用料金」を削り、同条第2項を削る。

第10条中「及び指定管理者」を削る。

第11条中「第3条第1項から第3項まで」を「第3条各項」に改める。

第13条第1項第16号を次のように改める。

(16) 削除

第13条の2を削る。

第14条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第2項を削る。

第15条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「及び利用料金」を削り、同条ただし書中「第3条第1項から第3項まで」を「第3条各項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

港湾厚生施設のうち、指定管理者に管理を行わせる施設を廃止するため、この条例を制定するものである。